

4. 家庭との連携

① 保育時間

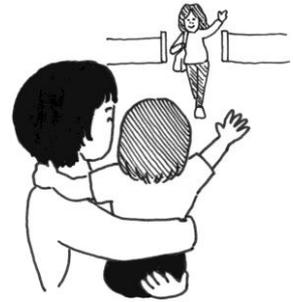
(担任保育) 8時30分～16時30分

保護者の勤務(営業)時間・勤務事情等ご希望を考慮し、朝・夕保育・延長保育を行なっています。(但し、お子さんの健康に影響を及ぼさない限りにおいて)朝・夕保育・延長保育の時間は、次のとおりです。この時間は、担任より離れて、当番保育士による合同保育となります。

(朝 保育) 7時00分～8時30分

(夕 保育) 16時30分～18時00分

(延長保育) 18時00分～20時00分



【延長保育料の利用】

必要な方は、担任にお申し出下さい。保育時間届・延長保育申請書を提出して頂いた上で決定致します。転職等によりこの保育時間の変更の場合も同様です。利用園児は満1歳以上児(離乳食が完了)が対象です。延長保育料は園との直接契約になりますので、延長保育料金の支払は園にお支払いください。

【18時～19時】	満1歳(乳幼児食対応)より利用可	補食含む	夕食に響かない程度の軽食の提供
	1時間延長保育料1か月	3,500円	
	延長保育一回利用	700円	
【18時～20時】	満1歳(乳幼児食対応)より利用可	夕食含む(予定お迎え時間が19時半を過ぎる場合に夕食の用意をしています)	
	2時間延長保育料1か月	12,000円	
	延長保育一回利用	2,400円	
*18時～19時の間	1回利用の上限金額	3,500円	
19時～20時の間	1回利用の上限金額	12,000円	

※**保育区分『保育短時間認定』**の方は

【7時00分～8時30分/16時30分～18時00分】の時間帯にも30分 ¥300 の料金がかかります。

保育必要認定(支給認定)の変更を希望される場合は前月の20日までにお知らせ下さい。

【延長保育料の免除】

生活保護法による被保護世帯、前年度の区市町村民税非課税世帯については、延長保育料の免除制度があります。詳細については市役所にお問い合わせください。

【急な用事で遅くなる時はご一報を・・・】

予定外の会議が入った、残業になったなど、急な用事で遅くなる時にはご連絡を下さい。臨時の延長保育を行います。
(18時以降有料)

臨時の利用で19時半を過ぎる場合は、**16時30分**までに連絡をおねがいます。(夕食の仕込みの関係上)

16時30分までに連絡をいただけない場合は補食での対応になりますのでご了承ください。

19時半を超える延長保育予定をキャンセルする場合も16時30分までをお願いします。(夕食の無駄を省くため)

キャンセルなく19時半前にお迎えに来た場合も料金の請求は行いますのでご了承ください。

玄関の時計は電波時計を使用しています。延長保育時間帯に入った場合は料金をご請求させていただきますのでご理解ください。尚、やむをえず20時を過ぎた場合には時間外保育料金30分800円を請求させていただきます。

電車の遅延で予定のお迎え時間に間に合わない場合、20:00まで保育園は開園していますので連絡をいただければ保育しております。20:00を超えてしまう可能性がある場合は、第三者にお迎えをお願いできるよう、日頃から手立てを考えていただきますようお願い致します。また、電車の遅延の場合でも、18:00以降の保育を利用された場合は、徴収させていただきますのでご了承ください。